

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言を尊重した
障害者総合福祉法の制度を求める意見書

平成 18 年 12 月の第 61 回国連総会において、障害者権利条約が採択され、批准国はすでに 100 カ国を超えるまでに広がっている。

この障害者権利条約の批准に向けて、国では国内法の整備を進めるため、内閣に設置した「障がい者制度改革推進本部」の下に、障害者及び関係者の参画による「障害者制度改革推進会議」を組織し、同会議の検討を踏まえ、平成 23 年 7 月に障害者基本法を改定し、同年 8 月に公布したところである。

また、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」においては、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法の制定に向け、障害者、家族、事業者、学識経験者等による 55 名の委員が激論を重ね、平成 23 年 8 月に「障害者総合福祉法の骨格提言に関する総合福祉部会の提言」を取りまとめた。

現在、厚生労働省では、法改正に向けた準備を進めているところであるが、多くの障害者が法案への反映を求めているこの骨格提言を尊重し、憲法に基づく障害者の基本的人権の行使を支援すべきである。

よって、国におかれては「障害の有無にかかわらず国民が分け隔てられる事のない共生社会の実現とそのため制度改革を目指す」とする総合福祉部会の骨格提言に基づいた法の制定がなされるよう、次の点について強く要望する。

1. 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格提言に関する総合福祉部会の提言」を尊重した障害者総合福祉法を制定すること。

以上、地方自治法案 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　　あて

厚生労働大臣

小田原市議会議長